

1 介護・訓練支援用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(18歳以上) (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
特殊マット	(1) 重度又は最重度の知的障害者 (2) 下肢又は体幹機能障害1級又は2級の障害児 (3歳から17歳まで) (3) 下肢又は体幹機能障害1級の障害者で、常時介護を必要とするもの (18歳以上) (4) 寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡(じよくそう)の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の障害者で、常時介護を要するもの (学齢児以上) (2) 自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者で、入浴に当たって家族等他人の介助を要するもの(3歳以上)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの (学齢児以上) (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(3歳以上) (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が重度障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年	159,000
訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(3歳以上)	原則として附属のテーブルを付けるもの	5年	33,100
訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(学齢児以上) (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	8年	159,200

備考

1 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。

2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に順次取り扱うものとする。